

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
がと日  
當日)  
(翌日)

**鳥取県告示第五百九十三号**  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三条第四項後段の規定による鳥取市卯垣滝山土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町の名称	同上の区域（昭和五十八年十一月七日現在の地番による。）
卯垣五丁目	卯垣字山川向三五の一、三五の五、三六、三七、三八の一部、三九の一部、四〇の一の一部、四〇の二、四一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

新たに画する町の名称	同上の区域（昭和五十八年十一月七日現在の地番による。）
卯垣五丁目	卯垣字キットリ四二の一、四三の一、四三の四の一部、四三の五から四三の一〇まで、四四の一、四四の二、四五から四八までの一部、四九の一の一部、四九の八、二八七の二の一部「九」の一及びこれらと一体をなす国有地 卯垣字坂ノ谷ノ下五〇の一から五〇の三まで、五一の一、五一の四、五一の九から五一の一〔まで、五一の一、五一の二、五三から五八まで、五九の一、六〇の一、六〇の二、六二の一、六二の三、六三の一及びこれらと一体をなす国有地 卯垣字ハザマ六四の一から六四の四まで、六四の六から六

告 示

◇告示 町の区域の新設等

目 次

生活保護法による医療機関の指定

計量器の定期検査の実施

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の工事の完了

土地区画整理法による換地処分

◇選管告示 個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

◇内水面漁場 あゆの採捕の禁止

◇公 告 宅地建物取引主任者資格試験の実施

滝山	卯垣一丁目	町及び字の名称 区域を変更する	四の八までの一部、六五の一、六五の二、六六、六七、六八の一、七〇の一、七一）合併、七二の一、七三の一、七四の一、七五の一、七六から七八まで、八〇、八二、八三及びこれらと一体をなす国有地
	卯垣二丁目	同上の区域（昭和五十八年十一月七日現在の地番による。）	卯垣字山川向四六五の四、四六六の二と一体をなす国有地

卯垣字坂ノ谷ノ下	卯垣一丁目の全域	卯垣字東田の全域	卯垣字上土居の全域
	卯垣字山川向三五の二から三五の四まで、三八の二及びこれらと一体をなす国有地	卯垣字坂ノ谷ノ下五九の二、五九の三、六〇の三から六〇の六まで、六一、六二の二、六二の四、六三の二、六三の三及びこれらと一体をなす国有地	卯垣字ハザマ六四の五、六四の六から六四の八までの一部、六四の九及びこれらと一体をなす国有地
卯垣字ハザマ	卯垣字キットリ	卯垣字坂ノ谷ノ下五の二、五一の七、五一の八、五一の九、二八七の二の一部、二九一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	卯垣字ハザマのうち六四の一から六四の九まで、六五の一、六五の二、六六、六七、六八の一、七〇の一、七一）合併、七二の一、七三の一、七四の一、七五の一、七六から七八まで、八〇、八二、八三及びこれらと一体をなす国有地以
外の区域	下卯垣字坂ノ谷ノ下	卯垣字坂ノ谷ノ下五一の二、五一の七、五一の八、五一の九、二八七の二の一部、二九一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	卯垣字ハザマのうち六四の一から六四の九まで、六五の一、六五の二、六六、六七、六八の一、七〇の一、七一）合併、七二の一、七三の一、七四の一、七五の一、七六から七八まで、八〇、八二、八三及びこれらと一体をなす国有地以

卯垣字下ハザマ	卯垣字下ハザマのうち一二一八の一、一二二九の一、一二三〇の一、一二三一から一二三四まで、一二三五の一、一二三六の一、一二四〇、一二四五の一、一二四五の三、一二五六の一から一二四六の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
滝山字向田通り	滝山字向田通りのうち三八二の一、三八二の三、三八二の四、三八三の一、三八三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
滝山字首山下	滝山字首山下のうち四〇四の一、四〇四の一〇から四〇四の一二まで、四〇四の一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
滝山字流田	滝山字流田のうち四〇五の一、四〇五の一六、四〇六の一、四〇六の三、四〇六の五から四〇六の一八まで、四〇七の一から四〇七の四まで、四一一、四一二の一、四三四の一、四一四の一、四一五の一から四一五の三まで、四一五の六、四一五の一から四一五の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
滝山字山川向	滝山字山川向のうち四六六の一二、四六六的一五、四六六の一六、四六七の一二、四七〇、四七一の一、四七一の二、四七二、四七二の一、四七三、四七三の一、四七四、四七五及びこれらと一体をなす国有地並びに四六五の三から四六五の六まで、四六五の一、四六六の二、四六六の三と一体をなす国有地以外の区域
滝山字坂ノ谷	滝山字坂ノ谷のうち四七六から四八〇まで、四八〇の二から四八〇の五まで、四八一、四八二の一、四八二の二、四八三の三、四八三の四、四八四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

称 廢止する字の名
卯垣字東田、卯垣字上土居、卯垣字山川向

## 鳥取県告示第五百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
矢富歯科医院	米子市夜見町二一三九	昭和六十一年五月九日

## 鳥取県告示第五百九十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和六十一年六月二十五日から  
昭和六十一年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和六十一年六月二十五日 午前十時から  
昭和六十一年六月二十六日 午後三時まで

倉吉市 倉吉福祉会館

昭和六十一年五月二日退任  
就任した役員の氏名及び住所

理事 前田正恭 東伯郡東郷町大字門田三四五

昭和六十一年五月三日就任 任期六十三年五月六日まで

倉吉市上井公民館  
倉吉市立成徳小学校

## 鳥取県告示第五百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百三十三条の二第一項の規定に基づき、次とのおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第五百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次とのおり東郷町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
富海土地改良区	団体営ほ場整備事業富海地区ほ場整備	昭和四十七年三月三十日
工区)ほ場整備事業福永地区(福永	団体営ほ場整備事業福永地区(福永	昭和五十一年三月二十日

昭和六十一年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

体宮ほ場整備事業桂見地区ほ場整備改良総合整備事業浅津第一地区	昭和五十四年三月二十六日
び浅津第二地区農業用用排水	昭和五十四年八月十七日
地改良総合整備事業浅津第一地区	昭和五十五年一月二十日
び浅津第二地区農道整備	"
体宮ほ場整備事業福永地区(大杉ほ場整備)	昭和五十五年三月二十日
体宮ほ場整備事業吉田地区ほ場整備	"
体宮ほ場整備事業長柄地区ほ場整備農業構造改善事業光徳東部地区	昭和五十五年三月二十五日
二次農業構造改善事業光徳東部地区	"
体宮ほ場整備事業泉地区ほ場整備	昭和五十五年三月十五日
体宮ほ場整備事業坂長地区ほ場整備	昭和五十六年三月二十三日
体宮ほ場整備事業下種地区ほ場整備	昭和五十六年三月二十四日
体宮ほ場整備事業御机地区ほ場整備	昭和五十六年五月三日
体宮ほ場整備事業閉野地区ほ場整備	昭和五十七年一月三十日
体宮ほ場整備事業高橋地区ほ場整備	昭和五十七年二月四日
体宮ほ場整備事業三保地区ほ場整備	昭和五十七年二月二十五日
村総合整備モデル事業田井地区農用用排水	昭和五十七年二月二十八日

智頭町	丹比土地改良区	昭和五十七年三月三十一日
鹿野町	光徳土地改良区	昭和五十七年十二月七日
鳥取市	良区	昭和五十七年十二月十三日
智頭町	団体営ほ場整備事業用呂・細見地区は場整備	昭和五十八年三月十日
河原町	団体営ほ場整備事業中園地区ほ場整備	昭和五十八年三月二十二日
赤崎町	団体営ほ場整備事業米井地区は場整備	昭和五十八年三月二十三日
三朝町	団体営ほ場整備事業上佐貫地区ほ場整備	昭和五十八年三月三十日
溝口町	団体営ほ場整備事業大父地区ほ場整備	昭和五十九年一月三十一日
中山町	団体営ほ場整備事業三徳地区(片柴工区及び坂本工区)ほ場整備	昭和五十九年三月十九日
岸本町	団体営ほ場整備事業大坂地区ほ場整備	昭和五十九年三月二十九日
赤崎町	団体営ほ場整備事業長野地区ほ場整備	昭和五十九年三月二十五日
上北条土地改良区	土地改良総合整備事業(小規模排水)	昭和五十九年三月二十七日
赤崎町	小林地区ほ場整備	"
上北条土地改良区	土地改良総合整備事業大幡地区ほ場整備	昭和五十九年九月三十日
赤崎町	前野地区農道整備	昭和六十年三月十日
赤崎町	土地改良総合整備事業古川沢地区農道整備	昭和六十年三月二十五日
赤崎町	土地改良総合整備事業古川沢地区農業用排水	"
赤崎町	土定地区農業用排水	"

## 鳥取県告示第五百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三条第三項の規定に基づき、鳥取市卯垣滝山土地区画整理組合から鳥取市卯垣滝山土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

江府町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

施設の名称	所在地
尾ノ上原多目的研修集会施設	日野郡江府町大字俣野一七六一番地一
日ノ詰多目的研修集会施設	一八五九番地
深山口多目的研修集会施設	二三七番地
池の内集会所	四五六番地
荒田多目的集会施設	大字武庫一四二〇番地
一旦多目的集会施設	三六番地二
半ノ上集会所	一一〇七番地一
宮ノ前集会所	九二五番地
武庫多目的集会施設	五五〇番地一
新道多目的集会施設	四〇八番地三
佐川集会所	大字佐川五九八番地二
洲河崎多目的集会施設	大字洲河崎四〇五番地一
下安井多目的集会施設	大字下安井四二二番地一
貝田集落センター施設	大字貝田二四七番地一

## 内水面漁場管理委員会公示

公 告

## 鳥取県内水面漁場管理委員会公示第11号

漁業法（昭和11年法律第116号）第六十七条第一項及び第百三十四条の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和60年五月二十四日

鳥取県内水面漁場管理委員会公示 第 11 号	日 時	場 所
採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 千代川水系に係る河川（八頭郡智頭町大字市瀬に中国電力株式会社が設置した新市瀬橋の上流端から上流の区域及び八頭郡八東町大字島に中国電力株式会社が設置したえん堤の上流端から上流の区域に限る。）	竿釣、投網及び弓懸（ハロ）	昭和60年六月一日から四月一日止まり
1 千代川水系に係る河川（上記を除く。）	放網及び弓懸（ハロ）	昭和60年六月一日から同月十日正午まで
1 天神川水系に係る河川及び田野川水系に係る河川	放網	昭和60年六月一日から同月十日正午まで

## 1 試験の日時

昭和60年10月20日（日）午後1時から午後3時まで

## 2 試験の場所

鳥取市湖山町南四丁目101番地 鳥取大学

## 3 試験の内容

おおむね次の(1)から(7)までの事項について行う。

なお、出題法令の内容は、昭和60年4月1日現在施行されている内容とする。

- (1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する事項。
- (2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事項。

- (3) 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項。
- (4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事項。
- (5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関する事項。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の規定により、昭和60年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和60年5月24日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(6) 宅地及び建物の価格の評定に關すること。

(7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に關すること。

#### 4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 四肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

#### 5 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者
- (2) 宅地又は建物の取引に關し2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

#### 6 受験申込み

##### (1) 申込期間

昭和60年9月2日（月）から同月6日（金）まで

##### (2) 申込受付場所

鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所又は鳥取県米子土木事務所

##### (3) 受験手数料 5,000円

（受験申込書の所定欄に5,000円に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。）

#### 7 合格者の発表

昭和60年11月25日（月）に鳥取県公報に公告するとともに、合格者にその旨を通知する。

#### 8 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所又は鳥取県米子土木事務所に問い合わせること。